第　３　回

新宿区障害者施策推進協議会

令和２年２月６日（木）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前　９時３２分開会

○障害者福祉課長　おはようございます。皆様、お忙しいところを本日は御出席いただきまして、誠にありがとうございます。福祉部の障害者福祉課長の井出でございます。よろしくお願いいたします。

　　本日は、令和元年度第３回障害者施策推進協議会でございます。

　　本日、村川会長がちょっと遅れるということで片岡先生のほうに代行のほうをお願いしたいと思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

　　では、開会に先立ちまして、当協議会の委員に変更がございましたので御報告させていただきます。

　　民生委員の改選に伴いまして、角筈地区民生委員・児童委員協議会会長の佐藤光子様に代わり箪笥町地区民生委員・児童委員協議会会長の志村泰子様が就任されました。なお、本日は所用のため御欠席の連絡を頂いているところでございます。

　　また、民生・児童委員の協議会からは、小山裕子様の後任としましてもう一名御推薦をいただくことになっておりますが、まだ現在互選中というところでございますので、次回以降、決定次第、御紹介のほうをしたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

　　次に、委員の欠席状況でございます。

　　本日の欠席は、新宿区医師会の星野委員、新宿区聴覚障害者協会の秋山委員、箪笥地区民生委員・児童委員協議会の志村委員、新宿区公共職業安定所の西島委員、それから区のほうの都市計画部長の新井、それから健康部長の髙橋のほうが本日所用により欠席となっているところでございまして、本日６名の欠席というふうなところになるところでございます。

　　本日の決定している委員に関しましては、28名中22名という委員の出席をいただいております。過半数には達しておりますので、協議会は成立するものというところで御報告をさせていただきたいと思います。

　　では、片岡副会長よろしくお願いいたします。

○片岡副会長　会長が遅れるということでございますので、ただいまより第３回新宿区障害者施策推進協議会を開催いたします。片岡が代行させていただきます。

　　これから、お手元にございます本日の次第に従いまして議事を進めてまいりますが、11時30分まで２時間の予定でございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

　　本日の議事は、まず令和元年度障害者生活実態調査の集計状況報告について、２番目に第２期新宿区障害児福祉計画、それから第６期新宿区障害福祉計画の策定についてです。

　　資料の確認を事務局からお願いいたします。

○福祉推進係主任　おはようございます。事務局でございます。

　　まず、事前の配付資料といたしまして、資料１、「新宿区障害者生活実態調査」の回収状況について。

　　資料２－１～２－４まで、新宿区障害者生活実態調査集計結果、それぞれ資料２－１が在宅の方、資料２－２が施設に入所している方、資料２－３が児童（18歳未満）の保護者の方、資料２－４がサービス事業者からの回答結果となってございます。

　　資料３がＡ３横のもので、これは現行の新宿区障害者計画でございますが、障害者施策の体系、カラー版のものを御用意してございます。

　　資料４は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標についてというＡ４両面の資料となってございます。

　　続いて資料５、こちらはＡ４横のカラーのものでございますが、令和２年度新宿区障害者計画等の策定のスケジュールの案となってございます。

　　それから、厚生労働省のほうで行われました社会保障審議会障害福祉部会（第96回）の参考資料、Ａ４ホチキス留めのものとなってございます。

　　続いて、本日の机上配付資料について御説明申し上げます。

　　本日は、次第、それから新しく民生委員の方が替わられましたので委員名簿、それから意見の募集用紙、そして報告書の素案、割りつけの印刷となっておりますため大変小さくなっておりますが、御了承ください。

　　そして、ホチキス留めのもので、（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定に向けたパブリック・コメントの実施についての資料でございます。

　　また、閲覧用といたしまして、机上には第１期障害児福祉計画・第５期障害福祉計画の冊子、それからその概要版、併せまして委員２名に１冊程度の間隔でございますが、平成28年度の障害者生活実態調査の冊子についてお渡ししてございます。

　　資料の過不足等はございませんでしょうか。

　　では、確認のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○片岡副会長　では、村川会長がお見えになりましたので。

○村川会長　大変失礼いたしました。到着が遅れまして申し訳ございません。

　　それでは、早速予定どおり始めさせていただきます。

　　ただいまより今年度第３回の新宿区障害者施策推進協議会でございますが、お手元にございます本日の議事次第に従いまして順次進めてまいります。おおむね11時30分までの２時間ということでよろしくお願い申し上げます。

　　それでは、早速第１の議題であります生活実態調査の回収及び集計につきまして事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係主任　では、お手元に資料１を御用意いただいてよろしいでしょうか。こちらは「新宿区障害者生活実態調査」の回収状況でございます。目的に関しましては従来の協議会のほうで御説明申し上げておりますので割愛させていただきます。回収の状況といたしましては、令和元年11月18日月曜日から12月６日金曜日まで行いまして、回収状況は（２）の表のとおりとなってございます。

　　「在宅の方」は有効回収率で41.4％、「施設に入所している方」は56.1％、「18歳未満の保護者の方」は47.7％、「サービス事業者の方」については60.1％、全体の平均で43.3％となっております。

　　こちらは従来の協議会の中でも回収率の向上を努めてまいるというところで設問数の削減ですとか、内容の簡素化等を行ってまいりましたけれども、結果としては全体として43.3％という結果になってございます。こちらは事務局としても現状を受け止めておりまして、各区の調査状況についても問い合わせをいたしました。

　　回収状況としましては、各区も軒並み下がっている傾向にあるようでございます。特に問い合わせの中で判明したこととしましては、新宿区と同様に催促兼礼状のおはがきを出したりとか、回収期間を紙面上よりも１週間長く設けたりするなど比較的努力をした区が多かった中、港区が今年度よりインターネットの回答というのを新しく行っていたことが分かりました。これについては、全調査票にＩＤとパスワードを付番しまして、インターネットでの回答が可能になっていました。万が一紙で回答いただいた場合でも、紙の印刷のほうにＩＤとパスワードが付番してございますので、既にインターネットでの回答があった場合のいわゆる重複回答はできないような対策を取っているようでございます。

　　こういったところの状況も分かりましたので、次回以降は調査票そのものを、対象者の明確化ですとか、先ほど申し上げましたインターネットの回答方法等を踏まえまして、準備を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

　　今後のスケジュールといたしましては、頂きました回答結果を尊重いたしまして、３月の下旬までに報告書及び概要版のほうを取りまとめてまいりたいというふうに考えてございます。

　　事務局からは以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　ただいま説明がございましたが、この生活実態調査の関係につきまして各委員から御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

　　どうぞ、鈴木委員さん。

○鈴木委員　鈴木と申します。

　　今のお話の中の港区は、インターネットを使って回収率は上がったんでしょうか。

○福祉推進係主任　港区のほうも正確な回収率までは公表できないということで、前回の回答結果よりも上がったか下がったかというところでの回答は頂いておりまして、港区の場合は身体・知的・精神・障害児・難病・施設入所という形で障害種別ごとに調査票のほうを送っておられます。その中で身体・知的・障害児については前回よりも低下傾向にあると。それから、精神と難病については上昇傾向、それから施設入所に関しては横ばいだということで回答を頂いております。

○鈴木委員　ありがとうございます。

○村川会長　よろしいでしょうか。

　　それでは、今井さんどうぞ。

○今井委員　すみません、今井です。

　　回収率が下がっているということで非常に残念ではございますけれども、傾向として、やはり在宅の方が非常に低いパーセンテージになっているというようなものを感じます。やはり高齢化による、そういうアンケートなどに回答することが非常に難しくなってきている傾向にあるのかと思いますので、そういった工夫をしていただきたいのと、あと残念なのが、毎回この協議会の中でも話が出ておりますけれども、サービス事業者に関しては回収率をもっと上げる必要があるのかと思っております。当事者の方々の日常的なサービスをすぐそばで支えている方々ですので、どういった傾向があるのかということも非常に熟知されていると思いますので、サービス事業者の回答率を上げるような方法というのを今後御検討いただければと思います。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。御指摘のように、サービス事業者の方にはもっと御努力いただく必要があるというのはそのとおりかと思います。

　　ほかにいかがでしょうか。

　　それでは、調査結果自体は非常に詳細なものでありますので、引き続きこれをお読みいただき、また分析をしていただきながら、今後の計画づくりに向けて踏まえるべき内容をつかんでいただきたいということだと思います。

　　また、区役所初め関係者は努力してきました。できるだけ回収率を高めるという努力が、残念ながら、必ずしもよい結果を得ておりませんが、今後に向けてはどういうやり方がよいのか。まあ、その情報システムの活用というやり方もあるかもしれませんし、また、これまでは障害者自立支援法、また現段階の総合支援法の趣旨に基づいて、在宅の方については統一的なアンケート用紙を用意してきているわけでありますが、自治体によっては従来どおり障害種別で質問集を作って送るというようなやり方で回答を得ているというようなこともあるようですから、どういうやり方がよりよいやり方となるのか、これは今後の課題として検討を深めていただければという気がいたします。

　　区のほうで何か付け加えることがございましたら、どうぞ。

○障害者福祉課長　障害者福祉課長でございます。

　　回収率の低下に関しましては、先ほどの港区の事例等を参考にしながら、今後、次回のほうに、回収率アップに向けた形のどういった取組ができるのか十分検討してまいりたいというところでございます。

　　また、今井委員のほうから御指摘のありました事業者様の回答率に関しましては我々のほうも危機感を持っているところでございまして、単純に資料のほうを送付するだけでなくて、年に何回か事業者様のほうには説明会ですとか、事業所等の全体会とかを開いているところでございますので、そういったところのパイプを通じながら指導なり等、回答のほうにできる限り御協力いただくような形の周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

　　ありがとうございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、調査結果の言わば各論に当たる部分でございますが、それでは引き続き事務局のほうから資料２－１以下、順次説明をしていただき、また各委員から御質問、御意見をお出しいただければと思います。

　　それでは、２－１の在宅の関係について説明をお願いします。どうぞ。

○福祉推進係主任　では、お手元には資料２－１、集計結果、「在宅の方」のものを御用意いただければと思います。

　　こちらの冊子は、設問を単純集計したものでございまして、この後順次、平成28年度との比較の中で主立ったものについて抜粋をしながら御報告申し上げたいと思います。

　　この中には、当然「無回答」についても集計・計上しておりますが、明確な構成比を見せるために、あえて除いた形で報告書のほうを取りまとめることも可能でございます。

　　クロス集計に関しては別途実施をしている最中でございますが、巻末のほうに障害種別ごとのクロス集計を参考までに掲載してございますので、御参照ください。

　　また、本日は机上のほうに報告書の素案という形で、ページ番号等はまだそろっていませんけれども、御用意してございます。こちらのグラフ等を御覧いただきまして、お気づきになった点ですとか、あとは課題について、各設問同士の組合せで分析ができないかといった御意見がございましたら、本日机上に配付してございます意見募集用紙のほうで２月14日までにお寄せいただけましたら、事務局のほうで精査・検討のほうをしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

　　では、早速説明のほうに入らせていただきます。

　　まず、ページのほうは３ページを御覧ください。

　　「問９．日常的に必要な医療的ケアの有無」というところで、前回から新たに加わった設問なんですけれども、こちら回答のほうがございまして、医療的ケアの有無がある、「はい」と答えられた方が13.3％ということで、前回「あり」と答えられた方は3.9％でございましたので、パーセンテージで申し上げますと9.4ポイント上がった計算になります。前回は「吸引」ですとか「吸入・ネブライザー」等の各選択肢を設けて、それに該当する方を「医療的ケアがある」というふうに取りまとめていたんですけれども、今回は解説を加えまして、より簡素に回答いただく形で考えたところでございます。

　　続いて、４ページを御覧ください。

　　４ページ、「問14．介助者の年齢」でございます。こちら、「50～59歳」以下「75歳以上」までトータルで83.5％の回答があったところでございますが、実は平成28年度については61.8％と約20ポイント上がっている計算になってございます。やはり老老、80・50、高齢の問題というところが現れているのかなというふうに考えてございます。

　　続いて、５ページを御覧ください。

　　「問17．日常生活で困っていること」でございます。こちら一番多かったのは、「将来に不安を感じている」46.6％、２番目に多かったのが「緊急時の対応に不安がある」ということで34.2％の方の回答を頂きました。

　　２番目に多かったところなんですけれども、前回の28年度におきましては、「緊急時の対応」については上位３位までには入っておらず、５番目の順位でございましたところから、災害に関する意識というのが高まっているところが感じられるところでございます。

　　続いて、６ページを御覧ください。

　　「問19．役所や基幹相談支援センターなどに気軽に相談するために必要なこと」というところで、こちら「Ｅメールでの相談人による相談」というところが19.4％、前回の15.1％より4.3ポイント上がっております。

　　また一方、「相談窓口に関する情報提供」というところ、こちらは22.6％と、前回の34.0％から11.4ポイント下がるところになってございます。

　　先ほど回収率の話でも申し上げましたとおり、インターネットの回答ですとか、こういった電子メール等を使った、電子メディアを使った情報収集というのがニーズとして現れているのかなというところを感じております。

　　続いて、７ページを御覧ください。

　　７ページ、「問21．平日日中の過ごし方」でございます。こちら一番多かったのは「特になにもしていない」18.9％、２番目に多かったのが「正社員・正職員として働いている」の17.3％、「パート・アルバイトなどで働いている」が３番目、12.1％となってございました。

　　平成28年度の調査と比べますと一番多かったのは「特になにもしていない」で変わらないですけれども、前回２番目に多かったのは「家事をしている」というところで、働いていらっしゃる方というのが平成28年度よりも増えているところでございます。

　　続きまして、ページは若干飛びまして14ページをお開きいただけますでしょうか。

　　14ページ、「問30．サービス等利用計画の現状」でございます。こちらについては、セルフプラン率の高さ等を日頃考えているところでございますけれども、集計結果といたしまして、「事業所等の相談支援専門員に作成を依頼している」という方、こちらは18.8％となってございます。それから、「ケアマネージャーにセルフプランを作成依頼している」が8.5％、それから「自分及び家族や支援者とセルフプランを作成している」が7.2％となってございました。こちら、前回の平成28年度の調査報告書、この中では「無回答」の部分は除いて集計しておりますので純粋な比較はできないのですが、「無回答」を除いたパーセンテージ、こちらと比較しますと、「作成を依頼している方」というのは3.3ポイント上がっており、一方でケアマネージャーにケアプランを作成いただいている方というのは2.3ポイント下がっております。

　　また、セルフプランを作成している方というのは1.0ポイント下がっており、傾向としては事業所の相談支援専門員の方に計画相談のほうを頼まれている方というのが増えている傾向にございます。

　　一方で、セルフプランをつくられている方というのもまだ一定数いらっしゃる中で、「セルフプランで作成しようと思った理由」というのは問31で伺っております。この中で一番多かったのは、「セルフプランが手軽にできるから」というところで45.9％となってございます。こちらは今年度から新しくつくりました調査項目でございますので比較はできないですが、「問32．セルフプランで作成して困ったこと」というところは、「気軽にできるから」という回答を受ける形で「特にない」31.8％という形で最も多くなってございます。

　　続きまして15ページ、問36を御覧ください。「災害に対しての備え」でございます。こちら最も多かったのは、「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄をしている」というところ、こちらは35.7％と最も多かったです。こちら平成28年度の調査結果では、一番多かったのは「特にない」、２番目に多かったのは「家族で避難時の対応を話し合っている」、３番が「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先等を備えている」ということで、こちら持ち出し物品に関しては前回の調査結果の中では上位３番目までには食い込んでいなかった項目となってございます。こういったところから、先ほどの災害の話と関連しますけれども、意識というのが高まっているところは今回の結果からは読み取れるのかなというふうに考えてございます。

　　最後に、17ページを御覧ください。

　　こちらは新しく加えました項目で、問40、41、「成年後見制度の利用意向」というところでございます。こちらも比較ができませんけれども、最も多かったのは「利用は考えていない」39.3％、２番目が「わからない」33.1％、３番目が「今後検討したい」10.7％となってございます。

　　一方、利用を考えていない理由に関しましては、「まだ、利用を必要とする状況ではない」が58.0％、「特に考えたことがない」が33.4％、「制度内容、手続きがわかりにくい」が15.1％という形になってございます。

　　説明のほうは以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　ただいま説明のありました資料２－１、在宅の方に対する調査集計結果につきまして何か御質問、あるいは御意見がございましたらどうぞ。

　　熊谷委員さん、どうぞ。

○熊谷委員　中部総合精神保健福祉センターの熊谷なんですけれども、この医療的ケアの回答が増えたことについてどう見るかなんですが、前回は、この分厚いほうでは23ページのように各処置ごとに書いているんですけれども、今回は、医療的ケアの有無のみ質問とのお話だったんですけれども、あと後ろのほうの障害別を見ると、精神障害の方がかなり「医療的ケアを受けている」との御回答をされているんで、例えば、まず精神障害者の方は医療機関にかかっていますから、そこで例えばデイケアの特別なことを受けているものを全てそう回答されたことも含んでしまっているのではないかなと思うので、その辺、解釈においては注意を要するかなというふうに思いました。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。大変重要な御指摘を頂きましたので。これは、率直に言って単純集計というか、各項目ごとの集計結果でありますので、今御指摘があった精神障害周辺、あるいはまたその他の理由があるのかもしれませんので、別の項目とクロスするなり、もう少し検討を深めるということかと思います。ありがとうございました。

　　ほかにいかがでしょうか。

　　ちょっと私のほうから。

　　気になったのは５ページの問17について、これはこの資料にありますデータと説明ぶりがちょっとずれていたのではないかという気がするんです。まあ、確かに第１位の困っている要素としては「将来に不安だ」と、こういうことなんですが、第２位は明らかに「災害時の避難に不安がある」がこれで見る限り36.2％ですか。先ほど緊急時─まあ、緊急のことも大事だとは思うんですが、ちょっとそこのところがあるので、今後の計画づくりなどに関連して、やはり災害時のこと。まあ、ほかのところでも災害関連の問いかけはあるわけですが、そこは少し分析を深める必要があるのかなということがちょっと気になりました。

　　私からはそれぐらいですが、各委員からお気づきの点が何かありましたらどうぞ。

○山住委員　13ページの問28なんですけれども、「精神障害者を対象とした支援」で「利用を考えていない」とか「無回答」が非常に多いですね。ということは、もう少しこの辺が必要じゃないかなと私は思いますけれども。

○村川会長　そのこと１点でよろしいですか。

○山住委員　はい。

○村川会長　これは、事務局からどうぞ。

○福祉推進係主任　今御指摘いただきました点なんですけれども、保健センターのデイケアについて、こちらは各保健センターが所管となっておりまして、保健センターのほうに赴いて、少人数でお話しするというところなんですけれども、年間の利用人数も限られるということを伺っております。

　　今回の調査では「現在利用している」という書きぶりをしておりますので、たまたまそういった中で「今利用している」というふうに答えられた方というのが、その中でもごくわずかだったというところはあるかなというふうに考えてございます。

○村川会長　そういう御説明です。よろしゅうございますか。

○山住委員　はい。

○村川会長　これが取りあえずの実態ということかと思います。率直に言って利用されている方の人数が限定されているのでこういうことでありますが、いかがでしょうか。ほかにございましたら、どうぞ。

　　今井さんどうぞ。

○今井委員　今井です。

　　問17の「日常生活で困っていること」の中で、先ほど村川先生からも質問がございましたけれども、「災害時の避難に不安がある」が非常に高くなっておりまして、15ページの「問36．災害に対しての備え」の中でもそれが反映されているのが分かるんですけれども、「備蓄等々をしている」というのが非常に多くなってはいるんですけれども、「新宿区の「災害時要援護者登録名簿」に登録している」というところが非常に低いなというのを実感しました。もっともっと、災害時に支援が必要な方々がどこに住んでいるかということは非常に重要な要素となりますので、ここをＰＲしていただきまして登録者を増やしていただければというふうに思います。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今後の計画づくりの中で、災害への対応、非常食、その他で必要な対応をどう確保するか。それから、御指摘のような名簿への登載といいますか、手続などを分かりやすく進めていただくということが重要かと思います。ありがとうございました。

　　それでは、申し訳ありませんが、時間的な配分の関係がございますので、次の資料２－２、「施設に入所している方」の関係について、それでは説明をお願いします。

　　どうぞ。

○福祉推進係主任　では、続きまして資料２－２を御用意ください。施設に入所している方の集計結果になってございます。

　　ページは、まずめくりまして２ページを御覧ください。

　　２ページ、「問６．入所期間」でございますが、こちら最も多かったのは「20年以上」37.1％、２番目に多かったのが「３年以上～５年未満」というところで22.6％でございます。

　　28年度の結果で申し上げますと、「20年以上」は43.0％で、２番目に多かったのが「１年～３年」というところで18.8％でございました。こちらは全数調査で、前回の調査から３年たちまして入所期間が若干延びてきたのかなというところでございます。

　　続きまして、ページとしては、おめくりいただきまして４ページでございます。

　　４ページ、「問13．外出頻度」でございます。こちら最も多かったのは「月に１～３回」44.4％、２番目に多かったのは「あまり外出しない」23.4％、３番目に多かったのは「週に１～２回」20.2％でございました。こちら、前回の調査結果と比べますと、最も多かったのは「あまり外出しない」33.6％。28年度に２番目に多かったのは「月１～３回」32.9％、３番目に多かったのは「週１～２回」というところで、こちら一番多かった部分の順位の１番と２番が入れ替わる形となっております。傾向としましても、「あまり外出しない」というところは前回の結果と比べまして10.2ポイント下がっており、一方、一番多かった「週に１～３回」については11.5ポイント上がる形で、数としては大きく伸びているところでございます。

　　続きまして、問17を御覧ください。５ページでございます。

　　「障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されたことの認知度」でございますけれども、こちら「わからない」が48.4％、「知っている」が27.4％、「知らない」が21.0％でございました。

　　こちらについては、「わからない」と回答した方が平成28年度は55％いらっしゃいましたので、6.6ポイント下がる形で減っている傾向ではございますが、認知はされているけれども、「知っている」と答えた方は3.9ポイント上がった一方、「知らない」と答えた方も6.2ポイント上がっております。

　　また、問18におきまして、「虐待の防止にむけた取り組みについて」というところでお伺いをしておりますが、この中で「施設の内に虐待防止責任者・相談員がいる」と答えた方は21.0％で前回よりも6.9ポイント上がっております。

　　また、「施設の外に虐待防止について相談できる人がいる」と答えた方は8.9％、前回の7.4％よりも1.5ポイント上がっております。

　　続いて、おめくりいただきまして６ページでございます。

　　問19、20、こちらも在宅の方と同様に新しく加えた「成年後見制度の利用意向」でございます。「わからない」が47.6％、「利用は考えていない」が20.2％、「現在、利用している」が14.5％でございました。

　　「利用を考えていない理由」といたしましては、「まだ、制度の利用を必要とする状況ではない」が34.5％、「特に考えたことがない」が33.3％、「信頼できる後見人候補者が思い当たらない」が15.5％となってございます。

　　最後に、問21を御覧ください。「今後希望する生活」でございますが、最も多かったのが「現在の施設で暮らしたい」、こちらは61.3％、「わからない」が22.6％、「施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら新宿区内で生活したい」が４％となってございます。

　　こちら比較をしますと、「現在の施設で利用したい」という方は前回よりも2.2ポイント上がっております。一方で「わからない」と答えた方は2.9％下がっており、「新宿区内で生活したい」と答えた方は0.7ポイント下がっております。「現在の施設で生活したい」という方が増える傾向にございます。

　　説明のほうは雑駁ですが、以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　ただいまの施設入所の方に対する集計結果、この関係について御質問、御意見がございましたら、どうぞお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

　　こちらから指名してしまうのも恐縮ですが、先ほどの在宅と併せまして、成年後見の関係については反応が少し弱いと言ったらいいか、回答結果がやや低めで出ておりますが、もしよろしければ吉村委員さん、御感想でも結構なんですが。社協も相当御努力いただいておりますけれども、どうぞ。

○吉村委員　社会福祉協議会、吉村です。

　　比較ができないというところで、まだ何とも言えない部分もございますが、成年後見については、障害の種別によって必要度というか、感じられているところの差がかなり大きいと思っておりまして、特に在宅のほうは半数が身体の障害のある方ということで、やはりこれは障害種別ごとにまず丁寧に見て分析をしていくことが大切だと思っております。

　　そういう中で見ると、こういうものは必要に感じたときにいろいろ調べるものという性格もございますので、数字としてはそんな高くないですけれども、それほど認知がされていないという状況ではなく、成年後見については少しずつ広がってきているのかなという感想も持っているところでございます。まだこれから分析をしていただいて、しっかり見ていきたいと思っております。

○村川会長　どうもありがとうございました。

　　ほかにいかがでしょうか。

　　どうぞ。

○春田副会長　私の母親は私が後見人をしましたけれども、結局、後見人の認知度が高まっていないというか、認知症の人にやたら多くて、ほかのことになると余り伸びていないですよね。今吉村さんが言ったとおりですよね。

　　それから、悪い話がやたら横行していますよね。だまされたとか、弁護士にお金を持っていかれちゃったとか。そういうイメージが悪いのもあるんですよね。もうちょっと人権意識が高まらないとまずいなと私は思っています。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　先ほど吉村委員さんからも御指摘がありましたが、障害種別によっていろいろ御判断されるところが違ってくる場合もあるのかなということでありますので。

　　率直に言うと、やはり知的障害の方の周辺であったり、あるいは重度の精神的な障害の方などについては、この制度をうまく活用していただく意味もあるのかなという気もいたしておりますが、関係団体ということで立原委員さん、これの辺りはどんなふうにお考えでしょうか。

○立原委員　立原です。

　　成年後見につきましては、私たちも知的障害のある人たちにとっては親亡き後必ず必要になってくるものであるので、いつかは使わなきゃいけないという意識は親の中ではあるんですけれども、まあ、まだいいかみたいなところと、あとは高齢の方ですと財産の関係が大きいんですけれども、知的障害、発達障害等の場合は身上監護をメインに考えていきたいな。見ていただきたいという気持ちが親のほうは強いので、そこはより信頼できる方にお願いしたいというところと、あと期間が長いので、その辺のことも考えながら、ぎりぎりまで何とか親が頑張って─まあ、今私たちの間でよく言っているのは、親が、自分の判断が危うくなったら、まず自分についてもらって、継続的に子どもにもみたいなことも考えている人は考えているんですけれども、実際この結果を見ると、「無回答」とか、あと「あまり考えていない」というような回答もちょっと多いかなという感想を私は持ったので、これから私たちも、より勉強していかなきゃいけないなというふうには思いました。

　　以上です。

○村川会長　どうもありがとうございました。

　　話題は成年後見の関係に集中しましたが、それ以外のことでも結構でございますが、何かございましたら。

　　それでは、私のほうから指摘しておきたいと思いますが、先ほどの事務局からの説明の最初のほうの部分にありましたけれども、入所されている方が将来どうするという御希望を聞いたことについて、全体の傾向としては「引き続き同じ施設で生活を続けたい」という回答が多かったという、まあ、生活面での安定性という点では分かるわけでありますが。人数的にはそれほど大勢ではありませんが、地元に戻って生活をしたい、あるいは地元のグループホームで生活をしたいという方がそれぞれおりますので、それは個別の事柄ではありますけれども、それはそれで注視する必要があるということかと思います。よろしくお願いいたします。

　　それでは、時間の関係がありますので、次の資料２－３、「18歳未満のお子さん、その保護者の方」へのアンケートの集計結果、説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任　では、続きまして資料２－３、集計結果は「児童（18歳未満）の保護者の方」をお手元に御用意くださいませ。

　　おめくりいただきまして、３ページでございます。こちらも「問10．日常的に必要な医療的ケアの有無」に関しましては調査を行いまして、経年の変化で申し上げますと、こちら「はい」と答えた方は8.6％、平成28年度の7.2％より1.4ポイント上がっております。一方で、「いいえ」と答えた方も90.0％と、前回の88.4％から1.6ポイント上がってございます。

　　続きまして、おめくりいただきまして４ページの問15を御覧ください。

　　こちらについては、比較考量としては大きな変化はなかったんですけれども、特筆して今回新しく加えました「子どもの特性による育てにくさを感じている」というところ、こちらが43.6％と大変多くなってございました。

　　それから、おめくりいただきまして６ページでございます。

　　「問18．区役所などに気軽に相談するために必要なこと」というところで新しく加えました「スマートフォンによるアプリやＳＮＳでの相談」というところ、こちらは24.2％と５番目に多い数値となってございます。ちなみに、上位の結果を比べますと、一番多かった「専門性の高い相談」45.1％は前回よりも4.8ポイント下がっております。

　　それから、「プライバシーの遵守」、こちらは29.5％から前回よりも0.3ポイント下がっております。

　　それから、３番目に多かった「障害者（児）や家族など同じ立場の人による相談」、こちらは28.8％と前回より7.4ポイント下がっております。

　　それから４番目、「どんな相談にも対応できる総合窓口」は27.4％と前回より6.3ポイント下がっております。

　　続きまして７ページ、「問20．通園・通学先」を御覧ください。

　　こちらの表は１つにまとまっているんですけれども、上から順番に「未就学」、それから「小学校」「中学校」「高等学校」「その他」という形で区分けされておりますので、そちらのほうを順番に見ていければなと思います。

　　まず初めに、「保育園」から集計値１人の「その他」までの数、こちらが「未就学」のくくりになります。この中で見ますと一番多かったのは「幼稚園」12.1％、２番目に多かったのが「子ども総合センター」11.2％、３番目に多かったのが「保育園」10.5％でした。28年度の結果では一番多かったのは「子ども総合センター」、２番目が「幼稚園」、３番目が「保育園」となってございました。こちらは「幼稚園」と「子ども総合センター」が入れ替わる形の順番になってございます。

　　続いて、「小学校」のくくりを見てまいります。この中を見ますと一番多かったのは「小学校の通常の学級」13.1％、それから２番目に多かったのが「小学校の特別支援学級」、３番目が「小学校のまなびの教室」の順番でございます。こちらは平成28年度におきましては一番多かったのは「小学校の特別支援学級」、２番目が「小学校のまなびの教室」、３番目が「小学校の通常の学級」ということで、前回の３番目から１番目まで順番が大きく入れ替わっているところでございます。

　　続いて、「中学校」のくくりでございますけれども、こちら一番多かったのは「中学校の特別支援学級」、２番目は「特別支援学校の中学部」、３番目は「中学校の通常の学級」という順番になってございました。参考までに、平成28年度では一番多かったのは「中学校の特別支援学級」で変わらないんですけれども、２番目に多かったのは「中学校の通常の学級」、３番目は「特別支援学校の中学部」という順番で、２番目、３番目が入れ替わっているところになってございます。

　　「高等学校」でございますが、こちらは上から多かった順番に、「高等学校（定時制・通信制を含む）」、２番目が「特別支援学校の高等部」、３番目が「その他の学校」、４番目の「義務教育終了後、通学はしていない」となっておりますが、この順番も、平成28年度に一番多かったのは「特別支援学校の高等部」、２番目が「高等学校（定時制・通信制を含む）」、３番目が「その他の学校」、「義務教育終了後、通学はしていない」という順番になってございまして、前回の結果と比べますと、「特別支援学校の高等部」と「高等学校（定時制・通信制を含む）」というところの２つの順位が入れ替わっているところでございます。

　　それから、おめくりいただきまして８ページでございます。

　　８ページ、「問26．中学校（中等部）卒業後に希望する進路」でございますが、こちらは先ほどの順位の傾向と似ておりまして、一番多かったのが「高等学校に通う」というところで47.9％、前回の結果よりも17.5ポイント上がっている計算でございます。

　　一方で、２番目に多かった「特別支援学校の高等部に通う」、こちらは23.8％と前回よりも18.7ポイント下がっております。28年度におきましては、この２つの順番が入れ違いになっておりましたので、普通高校と申しますか、定時制・通信制に通われたいという方が増えている傾向にございます。

　　続いて９ページ、お隣のページの問27を御覧ください。

　　こちらは「高等学校の卒業後に希望する中の過ごし方」でございますけれども、こちらはお子さん、それから保護者の方それぞれに聞いております。

　　まず、お子さんのほうでございますが、こちらは多かった順番に、一番多かったのが「大学や短期大学へ通う」42.9％、前回よりも11.9ポイント上がっております。また、「専門学校や専修学校へ通う」は4.1％なんですけれども、こちらは前回よりも11.4ポイント下がっております。

　　今回の調査の中で２番目に多かったのは「企業等へ就職する（パート、アルバイト等を含む一般就労）」でございますが、こちらは20.4％と前回よりも3.2ポイント上がっております。

　　今回３番目に多かったのは「わからない」ということで、こちらは12.2％と前回よりも1.6ポイント下がっております。

　　他方、こちらは保護者の方の御意向といたしましても、傾向としてはほぼ一緒で、「大学や短期大学へ通う」というところが49.0％、こちらは前回よりも19.7ポイント上がっております。また、「専門学校や専修学校へ通う」は4.1％と前回よりも11.4ポイント下がっております。また、「企業へ就職する」と答えた方については、こちらは24.5％と前回より0.4ポイントだけ上がっておるところでございます。

　　そのほか３番目に多かったところは、保護者の方については「就労移行支援」「自立訓練」というところで22.2％とございますけれども、こちらは平成28年度の調査よりも、それぞれ「就労移行支援」については6.8ポイント、「自立訓練」については1.6ポイント下がっている計算でございます。

　　それから、ページをかなりおめくりいただく形になりますけれども、16ページを御覧ください。

　　16ページ、「問32．サービス等利用計画の現状」でございます。こちらも「無回答」の方はいらっしゃいますけれども、一番多かったのは「セルフプランを作成している」方で63.5％、「相談支援事業所の相談支援専門員に作成を依頼している」が11.9％でございました。こちらも報告書の中では「無回答」は除いておりますので「無回答」を除いたところの比較になりますけれども、「セルフプランをつくっている方」については前回よりも5.7ポイント上がっております。

　　一方で、「相談支援専門員に作成を依頼している方」というのは5.7ポイント下がっております。

　　問33の中で、「セルフプランでサービス等利用計画を作成しようとした理由」というのをお伺いしておりますけれども、この中で一番多かったのは、「現在のサービスで満足している、自分でサービスを調整したい等、作成を依頼する必要がないから」39.3％、２番目に多かったのは「セルフプランの方が手軽にできるから」38.4％、「特にない」が13.7％、「作成を依頼できる障害児相談支援事業所がないから」が13.2％の順番になっております。

　　この中で一番多かった１番目と２番目を受ける形で、「セルフプランで困ったこと」を問34で聞いておりますけれども、こちら最も多かったのが「特にない」37.9％という形になってございます。

　　ページをおめくりいただきまして18ページでございます。

　　「成年後見制度の認知度」でございますけれども、こちらについては近々で利用されるというよりかは、今後利用を検討いただけるような形で、解説文をつけておりました。この中で「概要については知っている」方が40.0％、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が33.3％、「知らない」が18.6％となってございます。

　　利用意向に関しましては、「わからない」が54.4％、「利用したい」が15.1％、「利用は考えていない」は29.1％でございます。

　　最後に、「今後希望する生活」でございます。最も多かったのは、「必要に応じてサービスを受けながら地域で在宅生活を継続する」36.6％と横並びで「わからない」38.6％となってございました。

　　説明のほうは以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　ただいまの御説明につきまして御質問、あるいは御意見がございましたら、どうぞお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

　　もしよろしければ、池邉委員さん、何か御意見、御感想がございましたら、どうぞ。

○池邉委員　先ほどもお話に出た成年後見のこと、あと問44の「地域で安心して暮らすために重要な施策」の新項目で30.0％だった「親が高齢になったり、亡くなった時に本人の権利を守る仕組みづくり」で、これは本来であったら成年後見ということかなと思うんですけれども、実際親の立場から考えて成年後見を利用するということを考えたときに、やはり一番心配なのは立原委員さんもおっしゃっていた身上監護の部分で、それが成年後見だとサービスの大方が財産管理のほうにウエートが置かれてしまっているということと、若いうちに成年後見をつけてしまうと、成年後見を使うための料金みたいなものが、最低が月２万円というのがとても高額で、まあ、財産をお持ちの方はまたそれでプラス幾らって上がってしまうこともあり、また今後年金だけで暮らしていくような親亡き後の子どもの姿を想像すると、ほとんど財産管理の部分は必要ないかなということで、本人の権利を守るというところでもう少し違う仕組みが欲しいというようなことが、この「重要な施策」のほうに反映されているのかなと私は理解いたしました。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　主として成年後見周辺のことで、また親亡き後といった課題への対応について御意見を頂いたわけでございますが、ほかに何かございますか。

　　成年後見のことについては先ほども議論があったとおりでありますが、もう民法改正されまして20年近くが経過をして、どうも１つの傾向としては、どちらかというと高齢者の方の財産管理、あるいは認知症の方がほかから攻略されないということとしてはある程度機能してきたのかもしれませんが、やはり障害のある方々ということになりますと、池邉委員さんからもありましたような身上監護という面がはっきり言って今の我が国の成年後見制度の中では必ずしも十分とは言い難いものがありますので、知的障害の方、あるいは重度の精神的な障害の方に対応する事柄としてどういう進め方があるのか、今後の課題ということで検討を深めていただければありがたいと思いますが、ほかに。

　　では、吉村委員さんどうぞ。

○吉村委員　すみません、ちょっと成年後見のことばかりでいいのかどうかというのがあるんですけれども、１つ御紹介したいのは、昨年度から新宿区の社会福祉協議会では区の補助事業として私ども法人が後見人になるという法人後見事業を始めておりまして、そのうちの任意後見事業のほうにつきましては障害のあるお子さんの保護者の方からの要望も非常に強かったものが実現したということで、発効するまでは身上監護─見守りが中心で、発効した後も身上監護のところを丁寧にやるという特徴を持った仕組みとしております。

　　特に私どもの職員が全てをやるということではなくて、一定の研さんを積んでくださった方を支援員として雇用して、その方がその生活をきちんと見守っていくというような仕組みが動いておりますので、これはこれからニーズが高くなってくるのかな。

　　というのは、説明会をいたしますと、毎回、かなりたくさんの方の参加がありまして、私どももこれからどのように対応していくのか、もっとうまく充実させていくにはどうすればいいのかというのは皆さんの意見を聞きながらやっていくつもりでおります。

　　それから、8050問題の話もありましたけれども、実際に私どもが受託したケースで、御両親と障害児の─青年の障害者の方がいらっしゃって、お母様がお亡くなりになって、お父様とその障害の方が生活していく中でお父様のほうが不安になって、いろいろな状態で不安になってきたときにお父様のほうに成年後見をつけて、いろいろなサービスが入っている障害者の方についてはもう少し見守っていくというような、トータルで家族を見ていく体制というのも今少しずつ進んできているところでございます。

　　ちょっとこの本論とはずれますけれども、先ほどお話がありましたので御紹介させていただきました。お時間頂きまして、すみません。

○村川会長　ありがとうございました。

　　社会福祉協議会として法人後見、その他いろいろと御努力されていることのお話もございましたので、また今後に向けて、障害のある方々にとって意味のある社会資源づくりということが課題かと思います。よろしくお願いいたします。

　　ほかに何か御質問は。

　　熊谷委員さんどうぞ。

○熊谷委員　この児童の保護者の方というふうなことは、障害のある方が児童で、代わりにということなんですけれども、同時にこの質問を通じて、子どもが成年になった後も家族の支援ニーズが幾つか出ているのではないかなと思っています。

　　私が感じているのが、問14の「主な介助・支援者」が、今回の調査でも圧倒的に「母親」が67、「父親」が２ということで─まあ、これは前回、ちょっと読んでみればあるかもしれませんが、子どもの場合は家族がこれだけ圧倒的なんですが、その先の世代でも、今8050という問題があったように、やっぱり家族が支えざるを得ない状況というのがあるのかな。

　　それから、次の「介助・支援する立場からの悩みや不安」の中で「介助者自身の精神的な負担が大きい」とか「何かあった時に介助を頼める人がいない」というような家族の孤立感とか負担感なども─まあ、子どもの世代の障害のある方限定ではありますが、これは子どもの世代に限らず、ちょっと重視して考えたほうがいいことではないかなと思います。それが今の親亡き後とか成年後見制度、任意後見などの制度を適切に使うことで負担が減らせる方もかなりいらっしゃるんじゃないかなと思いました。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。家族支援ということで、具体的な調査結果等を踏まえていただきながら、各家庭でお母さんの御負担が大きいということは極めて明らかでありますけれども、そうしたことを含めた家族支援ということ、どういうふうに進めていくことができるのか、ぜひ今後の計画づくりの中では検討を深めていくべき課題かと思います。ありがとうございました。

　　ほかにいかがでしょうか。今井さん、どうぞ。

○今井委員　今井です。

　　18ページ、19ページの例えば問40の「障害者差別の解消を促進するために力を入れるべきこと」で「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報」であったり、問44で「地域で安心して暮らすために重要な施策」の中で、「教育・療育の充実」というところが非常に高い数値を出しているなというのを感じました。やはり子育て世代─まあ、未就学、就学中の親御さんもいますけれども、現在直面している課題というのがこの設問で反映されている部分ではないかと思いますので、そういった施策についても、ぜひどんどん拡充していっていただければなと思います。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。今井委員さんから、この分野での重視すべき調査結果の御指摘を頂きました。最後に触れていただきましたが、教育・療育の充実ということで、今日この場では時間的な限界もございますが、今後の計画づくりの中では─まあ、今日も教育委員会の関係の方にも御出席いただいていると思いますが、そうしたことなど議論を深めていければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

　　それでは、どうぞ。

○加藤委員　その教育なんですけれども、よく行われるのが、パンフレットを作って配って終わりというものなんです。これだと、はっきり言ってほとんど効果がないです。きちんとした事業計画というものをぜひ、できれば中学校─今高校が2022年からなっていますけれども、中学からの教育ということを教育委員会はぜひ考えて実行していただきたいと思います。ボランティアで教育をする団体は結構ありますので、大してお金もかからず、時間と、それから熱意だけでできるということがあります。

○村川会長　どうぞ。

○片岡副会長　今のことも大切だと思いますが、３ページの問８のところを見ていただくと、最初にお子さんの障害とか特性に気づいた年齢が、これは当然のことなんですが、「生まれたとき」から「３歳」ぐらいまでのところに集中しているわけで、そこのところの若い御両親の支援、相談機関として子ども総合センターなどが大変活躍されるところだと思うんですけれども、御家族、親御さんの最初の障害の受け止めのところの支援が大事だということを改めて感じました。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今片岡先生から御指摘頂きましたが、障害についての発見、対応、最初に気づいたときが０～２歳までで50％を超えると、また３歳も含めればもっと大きな数になってくるわけでありますので、現在子ども総合センター、あるいは保健センター等取り組んでいただいているかと思いますが、そうした早期の発見・対応の重要性、あるいは家族支援の重要性ということを改めて今後の課題として確認をさせていただきたいと思います。

　　また、加藤委員からも御指摘があった点です。教育の内容、特に小・中学校、これは義務教育という課程でもありますので、新宿区の役割、責任も大きいかと思いますが、今日は教育委員会の関係の御出席はございますか。村上委員さん、どうぞ。

○村上委員　ただいまいろいろと厳しい御意見を頂きましたけれども、我々としても教育ビジョンの中で１つの大きな柱として、障害があるお子さん、また支援・配慮が必要なお子さんも含めてしっかり取組を進めていくといった大きな方向性はお示しをし、それぞれの分野で今一つ一つ着実に進めているといった状況があります。まだまだ不十分な点はあろうかと思いますけれども、しっかりと子どもたちに向き合って進めていければというふうに考えておりますので。御意見ありがとうございました。

○村川会長　ありがとうございました。小・中学校、特別支援学級、さらには特別支援学校、それぞれの役割もあると思いますので、教員の方々も働き方改革、その他いろいろな課題もございますけれども、ぜひ障害のあるお子さんにとって、よりよい教育内容の確保ということをお願いしていきたいと思います。

　　それでは、時間の関係もありますので、続きまして資料２－４、「サービス事業者」の関係の集計結果の説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係主任　では、資料２－４の集計結果、「サービス事業者」の冊子を御覧いただければと思います。

　　まず、おめくりいただきまして、１ページ目の「問３．提供しているサービス」なんですけれども、こちらは前回とかなり入り繰りがございました。というのは、恐らく前回は回答いただいた事業所からは頂けなかったり、逆に前回は回答いただけなかった事業所から頂けたりという関係で、構成比がかなりばらばらになってございます。

　　では、ページをおめくりいただきまして３ページでございます。

　　「問６．30年度の事業収支」でございます。こちらについては、最も多かったのが「黒字だった」25.0％、２番目に「やや赤字だった」19.6％、「わからない」が３番目に多く、18.5％でございました。28年度と比べますと、28年度も最も多かったのは「黒字だった」25.0％とプラマイはないですけれども、２番目に当時多かったのは、「ほぼ収支が均衡した」というところで当時は20.4％ございました。なので、今回は結果として6.3ポイント下がる形で「ほぼ収支が均衡した」という回答は頂いております。

　　一方で、今回２番目に多かった「やや赤字だった」というところに関しては、前回の調査結果よりも1.1ポイント上がっております。また、３番目に多かったのが「大幅な赤字だった」というところですけれども、こちらは19.4％ございました。なので、今回こちらは2.4ポイント下がる形で17.4％となってございます。

　　参考までに、「わからない」については前回11.1％と7.4ポイント上がってございます。

　　続いて、「問７．経営課題」でございます。多かった順番に、「職員の確保が難しい」68.5％、「事務作業量が多い」54.3％、「職員の資質向上が難しい」が３番目に多く41.3％の順番になってございます。

　　前回の結果と比べますと、前回最も多かった部分、１番、２番は変わらず「職員の確保が難しい」「事務作業量が多い」なんですけれども、３番目に当時多かったのは「職員の処遇改善ができない」というところで、前回は39.8％ございました。こういったところから、３番目に多いところの互い違いの変化が起きてございます。

　　続きまして、資料のほうは少しおめくりいただきまして９ページでございます。

　　「新規参入を予定している福祉サービス等」でございますけれども、こちらは新しく今回加えた項目でございますので、結果を御説明できればと思います。

　　一番多かったのは「計画相談支援（サービス等利用計画・モニタリング）」、こちらは9.8％、それから２番目に多かったのは「就労移行支援（Ａ型）」で7.6％、３番目に多かったのが「共同生活援助（グループホーム）」で6.5％。参考に、４番目は同率で、「就労定着支援」、それから「放課後等デイサービス」がそれぞれ5.4％という結果になってございます。

　　おめくりいただきまして10ページでございます。

　　「参入にあたっての課題」、こちらについても新しい調査項目でございますけれども、一番多かったのは「福祉人材の確保」、こちらは75％、「土地（賃貸借物件を含む）の確保」が２番目に多く15.1％、「利益（採算）の見込み」というところが３番目に多く53.6％、「登録事務手続の煩雑さ」が４番目に多く21.4％という結果になってございます。

　　最後に、「問22．今後の障害者施策について期待すること」でございますけれども、こちらは一番多かったのが「事務手続きの簡素化」66.3％、「福祉人材の確保のための方策」が51.1％、「地域生活基盤の充実のための方策」が３番目に多く30.4％でした。こちらは28年度と比べますと、28年度、こちら３番目に今回多かった「地域生活基盤」については４番目に多い回答でございまして、前回４番目に多かったのは、その１つ上、「自立支援給付費の見直し」というところでございまして、こちらはポイント数としては約13％落ちているところでございます。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、このサービス事業者の関係につきまして何か御意見、あるいは御質問がございましたらどうぞ。

　　鈴木委員さん。

○鈴木委員　鈴木です。

　　このアンケートを出す前に、前回も事業所の集計の回答率が６割前後ということで、もっと上がってほしいと願っておりましたが、今回も同じような結果で事業所をやっている者として残念に思っています。

　　新宿区の施策の今後について意見を言うべき立場にあり、現場の状況を施策に反映させるための大事なアンケートだと思います。今後出さないところがないように、記名にするなど、提出するという意識をもう少し高く持つような改善をしなければならないと思います。事業所全体の集まりを活用することも必要かと思います。１ページにあります問１の「経営主体」を見ますと、新宿区は土地の利便性から株式会社の参入が大変多く、特に精神障害者の就労移行支援が集中しているという特徴があります。他障害の事業所では地域というよりは日本全国を視野に入れた事業所もあるので、各所によって新宿区の施策に対する取り組み方には差があるかもしれませんが、調査は出すべきです。事業所として税金等が投入されている以上、責任があるという意識を持ち、改善していくように進めていただきたいと思います。

　　以上です。

○春田副会長　今の鈴木さんのに追加させてください。

　　「赤字か黒字か分からない」というのが３番目にあるというのは、これもはっきり言って何かひどいなと思うんです。経営していて、赤字か黒字か分からないというのが３番目に来るなんて、これももう一回聞いてほしいぐらいです。

○村川会長　ありがとうございました。

　　御指摘頂いたサービス事業所からの回答数、回答割合がいささか少ないという─まあ、これはこれまでも数回にわたってそういう傾向があるわけでございます。今回は、まだ無記名調査というやり方をとっておりますが、確かに今後、記名というようなことにするのかどうか。それから、厳しく言えば、ペナルティ措置というか、こういう基本的な調査に御協力いただけないところについては─まあ、国・東京都はそれぞれのお考えでお金が出ていいんでしょうが、区が特枠の補助金などをつけるということはそういうところにはしないぐらい、何かペナルティーがあってもいいのか。まあ、これはもちろん、事前に通告してからじゃないとやれないとは思いますが、関係者の中でそれぐらいの思いを持って進めると。

　　ただ、今回回答いただいた方もおりますので、やはり共通して、職員確保がなかなか厳しいということなど、あるいは職員の待遇改善をどうしていくかというような課題についても御回答いただいておりますので、これも基本的には国が示しております基本的な報酬水準、あるいは東京都独自に何かされている点もあるかとは思いますし、また事業者の中で将来、グループホームなどに取り組みたいという前向きの事業体もあるようでありますので、そういうところにまた今後、計画づくりの中で区のほうでも方向を出していただければと、そんな感じもいたしておりますが、よろしいでしょうか。

　　それでは、一当たり各論的に在宅施設、子どもさんたち及び事業者ということで進んでまいりましたが、もしよろしければ本多委員さん、瀧口委員さん、御感想、御意見をどちらでも結構ですが、どうぞ。

○瀧口委員　先ほど成年後見の話がありましたんですけど、私も非常に高齢で84歳になりますし、妻も障害者だということになると、よく考えるんですけれども、いろいろな資料を見ると四、五十万報酬を払わなきゃならないとかということになると、とても我々では考えられないというふうなこと。

　　それから、私の一利用したい者とすれば、財産管理をお願いするということになると、これは現金をお任せするつもりにならなきゃできないというふうなことで、こういうものはもっと公的な制度で運営されるようにならないと我々一区民としてはお願いできないんじゃないかというような感じを持っております。

　　それから、先ほどサービス部門のことがありましたんですけど、これは公共的な業務としてやっているわけですから、もう少し強制力を持って調査するということがあってもいいんじゃないのかなと。それを認可する、あるいは何かあるときに必ずこれには答えるようにということでないと、してもおかしくないんじゃないかなと。

　　最近、幼保無償化でいろいろなものがただになっているわけですけれども、こういう部分にも無償化制度を導入して、もっと強制力のある運営が望ましいんではないかと、一区民委員として思っております。

　　以上です。

○村川会長　どうも貴重な御意見、ありがとうございました。

　　成年後見につきましても、サービス事業者への対応につきましても、また今後、計画づくりの内容の中で、またさらに深めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　　本多さん、何かございましたら。

○本多委員　私は障害者のサポートをしているんですが、特に全盲高齢中途ということをやっておりまして、もう20年以上やっておりますけれども、最初の頃は独居の人が多かったんですが、最近、高齢者の場合はほとんどが家族と御一緒ということが多いので、20年前とは違うサービスになっております。

　　そして本来、家族のいる方のサポートというのは昔は余りなかったんです。御家族がやるということで。でも、最近は老老になっているので頼んでくるという方が20年前とは違うなというふうに最近感じております。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　障害者支援のボランティア活動を熱心に進めていただいてありがたく思うわけでございますが、また引き続き計画づくりの中で視覚障害の方、その他、いろいろなお立場の方がおりますので、ボランティアの役割、ぜひ方向づけができればと思います。よろしくお願いいたします。

　　それでは、調査結果の関係、今日は時間が限られておりますので、先ほど事務局からも紹介がございましたが、改めて触れていただきましょうか。すみません。

○福祉推進係主任　本日は事前の配付資料ということで単純集計のものと、それからグラフをつけました調査報告書の素案を今回机上のほうに置かせていただいております。

　　こちらを御覧いただきまして、分析の仕方として、この結果とこの結果を組み合わせたときに分析ができるんじゃないかとか、ざっくりした御意見でも結構でございます。お渡しいたしました意見募集用紙のほうに御記入いただきまして、ファクスもしくはＥメール等で、都合のいいほうでお寄せいただければ、集約をしまして報告書のほうに反映させていきたいと思っております。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　そういうことで各委員、今日この場の時間制約もございましたので、ぜひ引き続き各項目等について、あるいは検討を深めるべき事項につきましてお気づきの点を御記入いただき、ファクスあるいはメールなどで御意見を寄せていただければと思います。よろしくお願いいたします。

　　それでは、次の２番目の議題に移らせていただきますが、第２期新宿区障害児福祉計画及び第６期新宿区障害福祉計画の策定の関係について。

　　それでは、事務局から資料説明等をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係主任　では、続いて資料のほうは３～５までのものを御用意いただければと思います。

　　まず資料３でございますが、こちらはＡ３横のカラー刷りのものになってございますが、こちらは現行の障害者計画の体系図となってございます。同様のものが計画書の冊子の中にも掲載がございますけれども、今回はこちらの資料で説明させていただければと思います。

　　こちら、左から順番に「基本理念」「基本目標」「個別目標」「基本施策」「個別施策」という形に並んでございますけれども、今回、来年度障害児福祉計画と障害福祉計画の策定と併せまして、この体系のほうの障害者計画のほうの見直しを行っていく必要がございます。

　　この体系図のうち、「基本施策」と「個別施策」の枠組みですとか、その下につながっております個別事業についても検討してまいる必要がございます。

　　なので、こちらの表で申し上げますと、左側の「基本施策」「個別施策」、この辺りの枠組みについて来年度以降検討していく余地があるかと思われます。

　　続きまして、資料４を御覧ください。

　　各計画に基づきまして、こちらは国のほうから障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する成果目標というのが毎年、計画ごとに提示がされます。今回はお送りいたしました参考資料の社会保障審議会の資料を、こちらＡ４の縦のものにまとめたペーパーを御用意してございますので、こちらを御用意いただければと思います。

　　では、「資料４」と振っております表面のほうから御説明申し上げられればと思います。

　　こちら左側にございますのが、現在の第１期障害児計画でございます。右側が来年度以降に制定してまいります第２期障害児計画の目標案となってございます。こちらの網かけの部分に関しましては各区市町村ではなく都道府県単位で、達成すべき目標項目とございます。

　　まず障害児に関しましては、「障害児支援の提供体制の整備等」という大きなくくりは変わらずなんですけれども、その中で３本の、こちらも細かい目標が定められております。「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」、こちらに関しましては現在現行で行っております「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置する（圏域での設置も可）」というところと、「すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する」という２つの目標は変わっておりません。

　　こちら、専門部会でお配りしたときには真ん中の部分に網かけを失念しておりましたけれども、こちら東京都のほうで各市町村において行うべき目標ということでございます。今回、新宿区の障害福祉計画等においては、こちらの目標に関しては今のところは保留とさせていただければと思っております。

　　続きまして、２つ目の「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」でございますけれども、こちらは「各市町村に少なくとも１か所以上確保する（圏域での確保も可）」というところで、こちら新宿区においては引き続き、こちらのほうは現況達成してございますけれども、国のほうは引き続き第２期のほうもこちらを目標に掲げるというところで言われてございます。

　　それから、３つ目でございます。「医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置」でございますけれども、こちら前回は「平成30年度末までに協議の場を設ける」という形で記載がございました。第２期計画におきましては「令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする」という形で、医療的ケア児コーディネーターを各協議の場に１人置くこととなってございます。

　　続いて、裏面を御覧いただければと思います。

　　こちらは第５期障害福祉計画と第６期障害福祉計画の比較表になってございます。

　　まず初めに、「施設入所者の地域生活への移行」でございます。こちら、大きな枠組みとしまして、目標の考え方としては前回と変わらずなんですけれども、新しい数値が設定されたという形になってございます。前回、「地域生活移行者の増加」につきましては、「施設入所者の９％以上が地域生活へ移行する」というところですけれども、今回は「６％以上」という形で「９％」から「６％」に。それから、施設入所者に関しましても、削減率が前回の「２％」から「1.6％」という形になってございます。

　　それから２つ目、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございますが、こちらは第５期の計画でございました「全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する」というものは、今回見送られております。

　　また一方で、「精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数の上昇」ですとか、「精神病床における１年以上長期入院患者数を設定する」等の目標はあるんですけれども、都道府県のほうで設置を求められている目標のでございますので、新宿区ではこちらは一旦見送らせていただければというふうに考えてございます。

　　続いて３番目、「障害者の地域生活の支援」でございます。「地域生活支援拠点の整備」というところで、こちら今回の計画の中で、第５期の計画の中で「各都道府県又は各圏域ごとに少なくとも１つ整備する」とあったんですけれども、こちらは次期計画におきましては、「各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討することを基本とする」ということで、より具体的な検証体制を求められております。

　　そして、４つ目でございます。「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。こちらは「福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加」というところで、今までの計画の中では「一般就労への移行実績の1.5倍以上」という形で記載があったんですけれども、こちら次期計画におきましては、サービスごとにより細かく設定が求められてございます。

　　具体的に申し上げますと、「一般就労への移行実績の1.27倍以上とする」という中に新しく項目として、「一般就労の中で就労移行支援を1.30倍以上とする」「就労継続支援Ａ型を1.26倍以上とする」「就労継続支援Ｂ型を1.23倍以上とする」という形で、より細かに設定のほうを設けられているところでございます。

　　それに伴いまして、「就労移行事業の利用者の増加」というところで、今までの計画の中でございました「平成28年度末における利用者数を２割以上増加させる」という文言ですとか、「就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とする」といった目標に関しては、こちらは削られております。

　　それから、最後に「職場定着率の増加」というところで、今回の計画の中で就労定着、平成30年度から新しく始まりましたけれども、「１年後の定着率を８割以上とする」という目標がありましたが、定義をより明確化されまして、「就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用する」ですとか、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とする」という形で定められた形になっております。

　　そして最後、５番目になりますが、「障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築」、こちらは新設された項目になってございます。「令和５年度末までに、市町村においてサービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する」、こちらは各事業所の質の向上を図っていこうというところで、各事業所の従事者研修の活用や事業所からの報酬の請求エラー分析を通じて、サービスの質の向上を図ろうというものでございます。

以上の資料に関しては、まだ暫定案となっておりますが、令和２年度以降の協議会の中で、御議論いただきたく考えてございます。

　　では最後に、資料５を御覧ください。

　　こちらは、本日の令和元年度第３回障害者施策推進協議会分から記載をしておりますスケジュール案になってございます。

　　上段が推進協議会及び専門部会に関する記載、２段目が障害者自立支援協議会に関する記載、３段目が庁内会議に関する記載、４段目がその他に関する記載になってございます。

　　一番上の協議会に関するところをかいつまんで御説明申し上げますけれども、今後のスケジュールといたしましては、４月の中旬に第１回専門部会を行わせていただきます。その中で今回取りまとめました調査結果に関しまして報告を申し上げるのと、計画策定の方向性について御協議をいただく予定になってございます。

　　その後、５月の第１回協議会の中で計画策定の方向性について御協議をいただきます。

　　５月の下旬、第２回の専門部会におきまして、今年度、令和元年度の障害児計画及び障害福祉計画の実績のほうを御報告申し上げる予定でございます。

　　６月下旬の第３回専門部会におきまして、計画の素案についてですとか、各個別施策、個別事業に関しての御協議をいただきまして、７月下旬の協議会におきまして、その素案について御報告、御協議をいただく予定になってございます。

　　８月の下旬、第４回専門部会におきましてパブリック・コメントを実施いたしますので、パブリック・コメントの素案についての御協議と成果目標、活動指標、必要量見込みの御協議をいただく予定になってございます。

　　９月の中旬の第３回協議会におきまして、パブリック・コメントの素案につきまして御報告並びに御協議をいただきまして、パブリック・コメントを10月の下旬から11月の下旬まで約１カ月間行ってまいります。その後、結果を取りまとめまして、１月、第５回の専門部会におきましてパブリック・コメント意見の報告と反映修正を行ってまいりまして、２月の上旬、最終回の第４回協議会におきまして計画の最終案について御報告・御協議をいただく予定になってございます。

　　雑駁ですが、以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　最後のスケジュールの御説明にもありましたが、全体の協議会としましては、当面５月、７月、９月ということで検討を深めていただき、計画素案づくりということでいろいろと積極的に御意見を出していただきつつ、約１年後にまとめる形という、そういった流れかと思います。専門部会は、またその都度、示されているような日程で進んでいくということかと思います。

　　内容的には、資料３と４ということでございますが、資料３については差し当たり現在の計画が提示されたということで、今後これを踏まえつつ新しい要素が入るのか、あるいはまた従来のものに工夫・改善をしていくのか、あるいは重点とすべきところがどこなのか、そういった辺りなど、今日は時間的な制約もありますので、４月以降の検討の中で具体的に深めさせていただくこととなりますが、もしよろしければ資料３の関係について何か御質問、あるいは御意見がございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

　　鈴木委員さん。

○鈴木委員　鈴木です。

　　資料３にあります「重点的な取組」で「病院からの地域生活移行の支援」ということが明記されておりますけれども、ここで住まいの場の確保、この上にありますところの基盤整備、これは切っては切り離せないということで、ぜひここを重点的な取組ということで、「地域生活移行の支援」という、すごく漠然としているように私には感じられるんですけれども、その基本のところをぜひ重点的なところで生活の場というものをグループホームなり─全障害に言えると思うんですけれども、取り組んでいただけたらと思っています。

　　それから、資料４の中の裏面の一番下のほうに、今回新たに「サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する」というのが増えていますけれども、いつも新宿区からは指導、請求についてというような今お話がございましたが、多分サービスの質ということを見るツールとして、事業所として、この指導を受けた者としましては、ツールは書類が完備されているかということ、それから数字的に報酬がきちんと間違いなく正確に請求されているかという、この２点を見るということが重点になっています。

　　10年以上前ですと、処遇という面を細かく見る指導といいますか、審査の方が東京都から配置されるということが普通であったんですけれども、もうそこまで手が回らないということもあるかもしれませんし、法の改正で株式会社以外のところは、大体以外のところは３年のサービスの審査をしているものですから、そこに任されているのか分からないんですけれども、「サービスの質」という言葉から受ける印象は、やはり書類を見ただけでは分からない面がたくさんございますので、特に厚労省からこれを作りなさいと言われたものでは機能していないものも少しあるかと思います。これは困った事例にならないようにといいますか、サービスがきちんと当事者の方に行くようにという考えの下に作られている書類がほとんどであるということは分かってはいるんですけれども、ぜひその処遇に対してもう少し工夫ある指導、あるいは一緒にやっていくというような観点でやっていただきたい。

　　先ほどちょっと話が出ました株式会社が大変多く参入している地域では、今回、「地域包括ケアシステム」の文言がなくなりましたけれども、こういうチームづくりということに余り関心のない事業所が散見されるということも実際にサービスをしている事業所の者として感じておりますので、その辺りもぜひよろしくお願いしたいと存じます。

○村川会長　大変貴重な御発言をありがとうございました。

　　２つほど出されていたかと思いますが、１つは精神障害の方の長期入院の問題というのは、かねてから問題となっておりましたので、地域移行という課題がもう十数年前からも打ち出されております。ただ、地元には大きな精神病院がありませんので、これは熊谷委員さん初め、東京都のほうの御意見や資料を頂きながら、しかし、これは保健所、保健センターでも捉えていることと思いますが、既に病院に入っておられる方が地域に戻りたいという要望がどれぐらいあるのかということが１つと、その受皿として住宅及びグループホーム等の関係をどうしていくのかということなども方向づけていく必要もあるかと思いますので、今後、そういったことを深めさせていただければと思います。

　　それから、もう一点鈴木委員さんからありました国も提示しておりますサービスの質の関係でありますけれども、ただ、個別処遇ということは、これは障害のある方々にとっては引き続き重要でありますので、サービス利用計画がつくられているかどうか、あるいはつくられているとしても、それが適正に実施されているのかどうか、あるいは何かずれがないかどうかということはありますが、全体としては事業所が打ち出しております人材確保の困難、あるいは待遇改善、そういうことは受け止めていく必要もあるけれども、新宿区内では余りないことだとは思いますが、入所施設、あるいは在宅の事業所の一部に、いわゆる虐待的な問題があっても困るわけでありますので、そういうことを防止するというようなことも含めて、このサービスの質をチェックする。これは区としてもどういう方法をもって進めていくか。そういうことを今後の計画づくりの中では検討を深め、計画の中でどういう表現をとっていくのか、また具体的に当面する３か年でどういう取組をするのかということとして明らかにしていくということかと思いますので。

　　今日、これ以上深めることは難しいかと思いますので、今後の議論の中で、ぜひ積極的に御意見、方向性を打ち出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

　　ほかにございましたら。熊谷委員さんどうぞ。

○熊谷委員　今、村川会長のほうから少しお名前も出たので。

　　この精神障害者については国の─資料４ですか、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」というふうな表現で、地域移行はこの中の一部というふうなものに平成30年度からなっているのかなというふうに思います。

　　その中で、２つほど情報の提供という感じにもなりますが、病院から地域生活への移行だけでなく、地域生活に移行した後、なるべく地域で暮らし続けられる、退院後１年以内の地域平均生活日数の上昇ということが、都道府県エリアのものですけれども、それが次の大きな目標になっているわけです。となってくると、鈴木委員の言われた「住まいの場の充実」のほかに、この「基本施策」で言うと（１）に当たる「地域で日常生活を継続するための支援」と精神障害のある方の地域移行や、それからその後の地域定着をよりリンクさせていくようなことが必要になってくるのかなと思うんです。

　　医療の分野では、この３月末から４月にかけて診療報酬の改定があるんですが、今回新たに包括的支援マネジメントの新たな評価として、例えば措置入院を経験された方とか、かなり困難度の高い方については入院中の多職種チームが包括的支援し、受皿となる外来のほうも多職種のチームが受けて計画的に支援をした場合というのが、全く新たに診療報酬につけるという動きがあったりするので、医療の世界のほうで動きが出てくるのを区の障害福祉のほうも受け止めてうまく取り組まれてはどうかなと思います。

　　それから、行政の動きでは、東京都のほうは４月から措置入院の方の退院後支援のガイドラインをスタートさせて、特に困難な方を保健所が計画をつくるということで、区の保健所さんも随分御苦労されることになるかと思いますが、新宿区の場合はこれまでアウトリーチとかの実績などもあると思うので、それを生かして、困難な方でも地域で暮らし続けられて、また病状悪化して自傷他害みたいなことにならないようにというふうなことの、都や国のそのような動きも生かした形をつくっていかれるのをしていただけるといいなと思います。

　　以上です。

○村川会長　大変重要な御指摘をありがとうございました。地域においては通院治療の継続ということもございますし、また必要な相談支援、あるいはまた作業的なことに関わりたい、あるいは就労、いろいろな多様なニーズもございますので、そういったことを含めて総合的に、また地域的に対応できることを深めていければと思っております。

　　また、先ほど事務局からも説明ありました資料４の国からの提示に関連しまして、もしよければ粉川委員さんいかがでしょうか。何か東京都のほうでつかんでおられること、あるいは東京都のほうでお考えの施策の方向などございましたら御紹介いただければと思いますが。

○粉川委員　東京都心身障害者福祉センターの粉川と申します。

　　私の立場では、都全体の障害者施策、あるいはこれから作成される第６期の障害計画、第２期の障害児計画について詳細は熟知しているものではないんですけれども、このような場に委員として出席をしておりますので、今日頂いたような資料、あるいは各委員の御意見、これらはまた都のほうに情報提供、あるいは説明をしていきたいというふうに考えております。

　　詳細については、私のほうではなかなか申し上げにくいところです。

○村川会長　ありがとうございました。

　　私のほうで余りコメントし過ぎてもいけないんですが、資料４の国から提示されている成果目標等を見ますと、前回、３年前は、率直に言って、やや高めの数値目標といいますか、地域移行的なことも含めて、あるいは就労支援も含めて打ち出されておりましたが、実際国のほうでも実現不能、実現困難な目標を掲げ続けることは無理がありましたので、今回は数値的には少し少なめの項目も多いのかなと拝見をしておりますけれども、具体的には新宿区内であれば─まあ、先ほどの地域移行についてはまた別途深めていただくこととして、仕事支援センター初め就労支援の関係、いろいろ御努力いただいている面もありますし、また個々の事業所の中でも、今後は特に就労定着支援なども含めて課題を明確にしていくということなどもございますので、そういうことなどを総合的に、また４月以降の協議会、また専門部会の中で深めていければ幸いというふうに見ておりますが、何か各委員から御意見、御質問がございましたらどうぞ。

　　山住さん、どうぞ。

○山住委員　区民代表の山住ですが、先ほど精神障害から「退院後１年以内の地域での平均生活日数の上昇」というお話がありましたが、私のこの間相談を受けた例では、近隣とのトラブルが生じるという話を聞きました。そのときにどう解決していくか、その辺をしっかりすることは大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○村川会長　これは障害者福祉課さん、あるいは保健センターさん、どうぞ。

○四谷ＨＣ保健サービス係長　四谷保健センターのサービス係長の小川と申します。

　　精神障害者の方の近隣からの苦情の対応ということなんですけれども、保健センターのほうで個別の相談には乗らせていただいています。関係機関、医療等連携しながら御相談させていただきたいと思っております。

○村川会長　よろしゅうございますか。

　　近隣トラブル、いろいろな場合があるかと思いますので、その病気の方の行動によることなのか、あるいは御近所の方の御理解が頂けなかったのか。まあ、双方に言い分もあることと思いますので、そこは区役所、保健センターさん初め、関係機関が冷静に把握をしていただいて、適切な解決を図ると。ただ、精神的な障害の方が全て長く入院しておれという時代ではありませんので、関係者がよりよく理解できる、そういう環境づくりがどのように進められるのかということを今後は考えていく必要もあるのかなという気もしておりますが、地域で民生委員さん初め、いろいろと問題発見された場合には、区役所初め関係機関に早急に御連絡いただくなど、よい対応ができるようなことを確保していくということかと思います。よろしくお願いいたします。

　　ほかにいかがでしょうか。

　　それでは、予定されました大きな２つの議題についてはこれで一区切りとさせていただきまして、あと区のほうで何か御説明する案件があるということでありますので、どうぞお願いいたします。

○障害者福祉課長　障害者福祉課長でございます。

　　その前に、会長のほうで今回の生活実態調査の報告書の取りまとめに関しましてよろしいでしょうか。

○村川会長　失礼いたしました。

　　今日全般で御議論いただきました生活実態調査、集計が一通り進んだわけでございます。また、各委員から検討を深めるべき点の御指摘を引き続き頂いたり、あるいは手続的には、いわゆるクロス集計と言いましょうか、より詳細な集計・分析、これは区役所のほうで進めていただきまして、でき得れば年度末までに、あるいは４月早々に報告書を取りまとめいただければ幸いであります。よろしくお願いいたします。

　　それでは、その先は区のほうでどうぞ。

○障害者福祉課長　ありがとうございます。

　　本日の第３回障害者施策推進協議会におきまして、障害者の生活実態調査の回収及び集計に関しまして、成年後見の部分を中心にいたしまして議論が深められたというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

　　先ほど会長のほうからお話がありましたとおり、当報告書のほうに関しましては、３月の初旬に原稿を確定させていただきまして、３月の末に印刷の納品、これを目指しているというところでございます。委員の皆様には、３月の末から４月の初旬、こちらにかけまして順次報告書を御自宅のほうに発送してまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

　　また、先ほど事務局のほうからスケジュールのほうを御報告させていただいたところでございます。令和２年度におきましては、４月に専門部会、５月に第１回の協議会を開催予定でございます。開催日程につきましては、決まり次第、またこちらのほうから郵送等で送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

　　では、会長のほうからお時間をちょっと頂戴いたしましたので、私のほうから報告と御協力のほうのお願いということで、こちらのほうの左上のホチキス留めの（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定に向けたパブリック・コメント、こちらのほうのペーパーをちょっと御覧いただけますでしょうか。

　　まず新宿区のほうでは、手話が言語であることの理解の促進及び障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進を図るため、（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例、これを制定する予定でございます。

　　この条例の骨子につきましては別紙で添付をしてございますけれども、これに関しましてパブリック・コメント、こちらのほうを実施いたしまして、広く区民の皆様から御意見を募集したいというふうに考えているところでございます。

　　括弧書きのところの「条例の制定に向けた区の基本的な考え方」でございますが、手話は、ろう者にとって日常生活や社会生活を送る上で、必要不可欠な言語であることを深く認識し、その理解の普及に努めていかなければなりません。

　　また、障害には様々な特性があり、手話を含め意思疎通手段は多様にあり、障害者が地域で安心して暮らすことができるようにするためには、障害者が自由に情報の取得や意思疎通のための手段を選択することができる環境づくりを進めることが重要でございます。

　　区では障害者のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、今回、（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定を進めるというところでございます。

　　募集に関しましては、２月15日から１か月間、３月16日の月曜日までとしているところでございます。

　　資料の閲覧・配付場所に関しましては、障害者福祉課を初め区政情報課、区政情報センター、各特別出張所、中央図書館・外区立図書館９館、障害者福祉センター・外区立の障害者施設５所、それから社会福祉協議会にあります視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、それと新宿区のホームページで御準備しているところでございます。

　　特に下線部分のところの施設に関しましては、条例骨子案の点字版と音声版を御用意しているところでございます。

　　御意見を頂ける方に関しましては、こちらの記載のとおりというふうなところになってございまして、裏面のほうを御覧いただけますでしょうか。

　　このパブリック・コメントのほうの実施の期間中に説明会のほうを実施したいというふうに考えているところでございます。説明会は２回開催予定でございます。

　　まず１回目が２月20日木曜日の午後２時から、場所が区立障害者の福祉センターでございます。２回目が２月25日の火曜日の夜の６時半から、場所が新宿区役所本庁舎の地下１階の11会議室というふうな形になっているところでございます。

　　このほか以外に、各障害者団体のほうには個別に説明会の機会を設けるというふうな予定をしているところでございます。

　　そして、提出方法、提出先に関しましてはこちらのほうに記載のとおりでございまして、添付資料といたしまして別紙、次のページのところが条例の骨子（案）というふうな形になっているところでございます。

　　次に、Ａ４の横のカラー版、こちらに関しましては骨子（案）を概要としてお示ししているところでございますので、後ほど御確認いただければと思っているところでございます。

　　最後に、一番最後につけているところがパブリック・コメントの意見用紙というふうになっているところでございます。こちらのほうに関しまして御意見を頂ければというところで、本日この協議会に御参加の皆様におきましては、パブリック・コメントというふうな形でこちらのほうに御意見頂くのも結構ですし、また個別に御意見がありましたら、こちらの障害者福祉課のほうに個別に御意見を頂いても結構というふうなところで、ぜひとも御協力のほうをお願いしたいというところで御報告を申し上げたところでございます。ありがとうございました。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今御説明のように、（仮称）新宿区手話言語及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例の制定ということでいろいろ御準備されておられまして、近々新宿区議会において御審議の上、成立の方向かと推察はされるわけでありますが、こういった積極的な方向づけがなされておりますので、また各委員、また区民の方々におかれましてはお気づきの点、御要望─まあ、今日は秋山委員さんが残念ながら欠席ということでありましたが、聴覚障害の団体の方、あるいは聴覚障害のお子さんをお持ちの御家庭の方からもぜひ御意見、パブリック・コメントなどをお寄せいただくということかと思います。よろしくお願いいたします。

　　何か御質問は。

　　金子さん、どうぞ。

○金子委員　私、金子禎男、視覚障害です。

　　この手話言語、この表題を、せんだって視覚障害のほうの団体としてもお話ししたとおり、これをひっくり返して「障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」ということで、これどうして区の、「手話言語」が先に行っちゃっているということは、手話言語だけが飛び出ちゃっていて、当然我々障害者というのは皆さん同じ障害だと思うんで、障害差別になるんじゃないかななんて思って。

　　まあ、趣旨は分かりますけれども、趣旨は分かりますけれど、ここの（仮称）というところをひっくり返したほうがいいんじゃないかなと思っております。

　　これは当然、また視覚障害の団体のほうとしても意見を出していくと思いますが、この点、どのように区のほうではお考えでしょうか。

○障害者福祉課長　障害者福祉課長でございます。

　　前回、視覚障害者福祉協会の皆様に御説明に上がった際に同様の御意見を頂いておりますので、そういった御意見も、それからパブリック・コメントの中の御意見も含めながら、そこの部分に関しては検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今の金子委員さんの御意見については、議事録できちんと表記を確保していただき、これ議会事務局かどこか知りませんが、関係の部署にもきちんとお伝えいただければと思います。

　　ほかにございますでしょうか。

　　特段ございませんでしたら、これにて議事は終了ですが、何か事務局のほうから伝達事項がございましたらお願いします。よろしいですか。

　　それでは、長時間にわたりまして御協力ありがとうございました。閉会といたします。

午前１１時３２分閉会